

# トップメッセージ

今日、私たちが直面している環境問題の中でも地球温暖化の問題は、喫緊の課題であり、国においては、平成20年5月に「エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）」を改正し、これまで一定規模以上の大規模な「工場・事業場」に対し課されていたエネルギー管理の義務を、「事業者単位」に変更することなどにより、近年、エネルギー使用量の大幅な増加が著しい民生業務部門における省エネルギー対策の一層の推進を図ろうとしています。

「宮城県」も平成22年4月からは、従来の個別の建物としての県庁本庁舎に加えて、多くの施設を所有する「事業者」として省エネ法の適用対象となり、より一層の省エネ対策が求められております。

また、鳩山首相は、9月22日に開催された国連気候変動首脳級会合の開会式の席上、わが国の地球温暖化対策の中期目標として、2020年までに、1990年比で温室効果ガスを25%削減することを表明しました。

いわば、「国際公約」となった形であり、今後、わが国は目標の実現に向けて「あらゆる政策を総動員して実現を目指す」としています。

このような中、県は、組織的に環境負荷を低減するシステムとして、本庁組織を対象に、平成13年9月からISO14001環境マネジメントシステムを導入するとともに、県の組織全体では、平成18年3月に宮城県環境保全率先実行計画（第3期）を策定し、組織を挙げて環境負荷の低減に取り組んできました。また、平成21年4月1日からは、ISO14001環境マネジメントシステムの運用を宮城県環境保全率先実行計画（第3期）の進行管理に統合し、より効率的な運用と組織全体での環境改善の取組の向上を図ったところです。

現在、県では、この率先実行計画に定められた目標の達成に向け、エネルギーの効率的な利用や温室効果ガスの排出量の削減などに取り組む、評価等を加え、毎年度、その結果を公表することにしております。

このレポートは、平成20年度における宮城県の環境負荷低減への取組成果を取りまとめたもので、「温室効果ガスの排出量の削減」をはじめとする8つの目標のうち、多くの目標を達成することができましたが、まだまだ私たちの取組は十分とは言えず、今後、より一層の計画的かつ効果的な施策の取組が求められております。

皆様から御意見、御提言をいただきながら、県自らが環境保全への取組を一層推進していきますとともに、県民の皆様にも地球温暖化の問題に対して関心をお持ちいただき、自発的な活動への契機となりますよう、今後とも県の取組成果を積極的に公開し、情報提供してまいります。

平成21年11月

宮城県知事

村井 嘉浩